

第6節 予防規程制定（変更）承認申請

1 申請の方法

- (1) 予防規程の認可の申請は、危則別記様式第26による申請書に当該認可を受けようとする予防規程を添えて行うこと。
- (2) 予防規程の作成が義務付けられている製造所等が2以上ある場合は、すべての製造所等を含め事業所単位に一の予防規程として認可申請することができるものであること。

2 申請書の記載方法

予防規程の作成が義務付けられている製造所等が2以上ある場合は、危則別記様式第26の申請書に当該事業所における代表的な対象施設に関する事項を記入し、他の対象施設の製造所等の別、危険物の類、品名、最大数量及び指定数量の倍数を一覧表にしたものを添付することによって行なうこと。

3 認可の基準

- (1) 予防規程の認可は、危則第60条の2に掲げる事項が規定されているか否か、その内容が法第10条第3項の技術上の基準に適合するものであり、かつ、火災予防上適当なものであるか否かを判定の基準とすること。（法第14条の2第2項）
- (2) 予防規程が次のいずれかに該当するときは、認可を与えないこと。
 - ア 基本的事項が明確でないとき。
 - イ 予防規程に政令第4章の規定に違反するものがあるとき。
 - ウ その他火災予防上不適当と認められる事項があるとき。
- (3) 予防規程に定めるべき事項が事業所の社内規程で定められている場合は、当該社内規程を準用する形で予防規程に定めることは可能であるが、この場合、必要に応じて当該社内規程を添付すること。

また、予防規程制定又は変更の認可後に、予防規程の制定が必要又は不要となった施設が生じた場合であって、当該予防規程を変更することなく、これら施設に当該予防規程を適用又は除外しようとするときは、その旨の申請を行うこと。なお、この際、添付資料については、当該予防規程が適用又は除外される施設が分かる資料で足りる。

4 予防規程の内容

予防規程は、法第10条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、危則第60条の2に規定するもののほか、次の各項目について定めること。ただし、当該製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類若しくは数量又は製造所等の施設、人員その他の状況により、火災の予防上支障がないと認めたときは、その一部を省略することができる。

また、予防規程に定める内容については、「予防規程作成上の留意事項について」（H. 13. 8. 23 消防危第98号）、「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定に

ついて」（H. 24. 8. 21 消防危第197号）、「石油コンビナート等における防災施設等の応急対策等に関する留意事項について」（H26. 3. 31 消防特第49号・消防危第84号）、「「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について」（H. 26. 5. 23 消防危第136号）、「危険物施設の風水害対策ガイドラインについて」（R. 2. 3. 27 消防災第55号・消防危第86号（R. 3. 3. 30 消防災第41号・消防危第49号改正））を参考にすること。

- (1) 予防規程の適用範囲及び遵守に関すること。
- (2) 予防規程の改廃の手续及び取扱いの方法に関すること。
- (3) 危険物の性状及び貯蔵並びに取扱いの方法に関すること。
- (4) 請負業者等社外者に対する保安上必要な事項の周知方法、確認方法等に関すること。
- (5) 移送取扱所のうち、法第12条の5の規定による応急措置について市長と協議した事項に関すること。
- (6) 地下貯蔵タンクにおいて、単独荷卸しを実施する場合は、次のとおりとすること。

(H. 17. 10. 26 消防危第 245 号通知)

なお、予防規程の作成義務がない施設であっても、当該通知に準じて「単独荷卸し実施規程」を作成すること。

ア 予防規程に規定する内容

単独荷卸しが行われる給油取扱所等の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。

- (ア) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。（危則第 60 条の 2 第 1 項第 4 号関係）
- (イ) 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。（危則第 60 条の 2 第 1 項第 5 号関係）
- (ウ) 単独荷卸しの実施に関すること。（危則第 60 条の 2 第 1 項第 7 号関係）
- (エ) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。（危則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号関係）
- (オ) 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。（危則第 60 条の 2 第 1 項第 14 号関係）
- (カ) 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。（危則第 60 条の 2 第 1 項第 14 号関係）

イ 給油取扱所等の予防規程に添付する書類

給油取扱所等の予防規程に添付する書類は、次のとおりであること。

- (ア) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組

みを記載した書類

- (イ) 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名
- (ウ) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）

ウ 予防規程の審査に際しての留意事項

次の事項に留意するものであること。

(ア) 予防規程の審査

給油取扱所等の予防規程の審査においては、上記ア及びイに掲げる内容が適正であることを確認するものであること。

(イ) 給油取扱所等の確認

予防規程の審査の際に、必要に応じ、給油取扱所等の状況を確認すること。

- (7) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における、「顧客に対する監視その他保安のための措置に関すること」（危則第60条の2第1項第8号の4）には、次のことが含まれること。（H. 10. 3. 13 消防危第25号通知（H. 24. 3. 30 消防危第91号、H. 24. 5. 23 消防危第138号、R. 1. 8. 27 消防危第119号、R. 5. 9. 19 消防危第251号改正）

ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の体制

イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練

ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示

エ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定

オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

- (8) 平成15年12月17日総務省令第143号附則第3項第2号に規定する在庫管理を行う製造所等については、在庫管理等に係る計画に基づき継続的に取り組みを実施する必要があることから、必要に応じ関連の自主規程を整備する等して実効性を担保することが重要であるとともに、予防規程の適用のある製造所等については、関連規程類に当該計画の内容を反映することが必要であること。（H. 16. 3. 18 消防危第33号通知（H. 19. 3. 28 消防危第66号、H. 22. 7. 8 消防危第144号、R. 1. 8. 27 消防危第120号改正））

- (9) 圧縮天然ガス又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充填するための設備を設ける給油取扱所については、予防規程の中に、圧縮天然ガス等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めるほか、圧縮天然ガスタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油設備の1回の連続したガソリン

等の給油量の上限を設定することについて定めること。（H. 10. 3. 11 消防危第 22 号通知（H. 29. 1. 26 消防危第 31 号改正））

- (10) 電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を有する給油取扱所については、予防規程の中に、圧縮水素等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めること（危則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号）。（H. 27. 6. 5 消防危第 123 号通知（R1. 8. 27 消防危第 118 号改正））

- (11) ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設については、次の事項を予防規程に明確にしておくこと。（H. 11. 6. 2 消防危第 53 号）

ア ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う場所（危則第 60 条の 2 第 1 項第 6 号）

イ ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う体制（危則第 60 条の 2 第 1 項第 6 号）

ウ ナトリウム・硫黄電池施設における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制（危則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号）

- (12) 給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合は、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（H. 24. 3. 16 消防危第 77 号通知）第 3 に基づく必要事項。

- (13) 危険物から水素を製造する改質装置を設置し、暖機運転時に遠隔監視を行う場合は、次の事項を予防規程に明記すること。（H. 24. 5. 23 消防危第 140 号通知（H. 24. 12. 18 消防危第 263 号改正））

ア 改質装置の監視、制御を行う場所（危則第 60 条の 2 第 1 項第 6 号関係）

イ 改質装置の監視、制御を行う体制（危則第 60 条の 2 第 1 項第 6 号関係）

ウ 改質装置における火災等の緊急時における連絡体制（消防機関への通報を含む）及び対応体制（危則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号関係）

エ 改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練（危則第 60 条の 2 第 1 項第 4 号関係）

- (14) 震災時等に使用する非常用発電機を設置する給油取扱所において、予防規程が必要となる施設については、「危険物施設の震災等対策ガイドライン【給油取扱所編】」（H. 26. 5. 23 消防危 136 号）に基づき、発災時の緊急対応や施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等を定めておき、予防規程及びそれに基づくマニュアル等に位置付けておくこと。また、定期的に従業員に対して当該対応の教育を行い、訓練等を行っておくこと。

- (15) 給油取扱所において、携帯型電子機器を使用する場合は、下記事項について、予防規程の添付書類等で明らかにすること。（H. 30. 8. 20 消防危第 154 号通知参考）

ア 携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護措置

イ 携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制

ウ 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置（危則第

60 条の 2 第 1 項第 11 号関係)

この場合において、上記アに係る事項については、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（H. 30. 8. 20 消防危第 154 号通知。以下本号において「通知」という。）1 及び 2 (1)に係る事項を満足するよう記載する必要があるが、携帯型電子機器の型式等を予防規程に記載する必要はない。また、通知 1 及び 2 (1)に係る事項について確認できるように認可申請時に携帯型電子機器の仕様書等を添付する必要があるが、当該仕様書等は予防規程の関連文書に位置付ける必要はない。

- (16) セルフのガソリンスタンドにおいて、可搬式の制御機器を使用する場合は、下記に関する事項及びそれを踏まえた運営体制について、予防規程又はその関連文書に明記すること。（R. 2. 3. 27 消防危第 87 号通知）

ア 可搬式の制御機器は、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（H. 30. 8. 20 消防危第 154 号通知）の 1 に掲げる規格等に適合するものとし、肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずること。

イ 火災等の災害発生時においては、一斉停止や緊急通報等の応急対応以外での可搬式の制御機器の使用は中止し、安全が確保されるまでの間は使用しないこと。

ウ 火災発生時に初期消火を迅速に実施できるよう、固定給油設備等の近傍や事務所出口等の適切な場所に消火器を配置すること。

エ 火災等の災害発生時における応急対応を含め、可搬式の制御機器による給油許可を行う上で必要な教育・訓練を実施すること。

- (17) 給油取扱所の屋外において、物品の販売等を行おうとする場合は、下記の事項に留意し、策定した計画等については、予防規程又はこれの関連文書に明記すること。

（R. 2. 3. 27 消防危第 88 号通知（R. 6. 2. 29 消防危第 40 号改正））

ア 出火・延焼防止上の留意事項

(ア) 物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう、裸火等の火気を使用しないことや、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用することを徹底すること。

(イ) 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないようにすること等、延焼拡大の危険性を増大させないようにすること。

(ウ) 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。

イ 危険物の取扱い作業上の留意事項

車両への給油、容器への詰替えや地下タンクへの荷卸し等、危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画し、必要な体制を構築すること。

ウ 火災時の避難に関する留意事項

火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導体制等に係る計画を策定すること。

エ 人・車両の動線に関する留意事項

物品販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。なお、この場合において、必要に応じて、人・車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示することや、ロープ等で明確にすることも検討すること。

- (18) 「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」（H. 31. 4. 24 消防危第 84 号（R. 2. 1. 23 消防危第 21 号改正））に基づく自主行動計画を定める製造所等にあつては、当該自主行動計画を予防規程の関連文書として位置づけること。

また、予防規程の作成義務のない場合においても、安全管理に関する社内規定やマニュアル等に自主行動計画を位置付けるとともに、管轄消防署に情報提供すること。

- (19) ドローンを用いて危険物施設の点検、巡視等を行う場合、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドラインの送付について」（H. 31. 3. 29 消防危第 51 号・消防特第 49 号（R. 2. 3. 27 消防危第 74 号・消防特第 36 号、R. 4. 4. 20 消防危第 92 号・消防特第 80 号改正））に基づく飛行計画書を作成し、当該飛行計画書を予防規程の関連文書として位置づけること。

また、予防規程の作成義務のない場合においても、ドローンの飛行に伴う危害防止の観点から、安全管理に関する社内規定やマニュアル等に飛行計画を位置付けるとともに、管轄消防署に情報提供すること。

- (20) 給油取扱所における荷卸し中の固定給油設備等の使用に関する事項（R. 6. 2. 29 消防危第 40 号通知）

ア 専用タンクへの荷卸し作業中に固定給油設備等を使用する場合、給油取扱所の危険物取扱者は、次の業務を同時に行うことが想定されること。

- (ア) 専用タンクへの荷卸し作業の立会い（単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く。）
- (イ) 給油又は詰替え等の危険物取扱い作業
- (ウ) 危険物取扱者以外の従業員又は顧客（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る。）が行う(イ)の作業に対する立会い又は監視

イ 危則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 4 の「専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他保安のための措置」としては、アの業務を同時に行なった場合に、いずれの業務もおろそかにならないように具体的な対応方法等に関する措置を定めること。

- (21) 給油業務が行われていないときの係員以外の出入りに関する事項（R. 6. 2. 29 消防危第 40 号通知）

ア 危則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 の「緊急時の対応に関する表示」の内容としては、緊急連絡先、事故時の具体的な措置、指示事項等が考えられること。

イ 危則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 の「保安のための措置」としては、危則第 40 条の 3 の 6 の 2 各号の具体的な措置のほか、次の事項を定めること。

- (ア) 不必要な物件が放置されないようにするための管理の徹底に関すること。
- (イ) 裸火の使用の禁止に関すること（災害時等において、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所で発電機等を使用する場合を除く。）。
- (ウ) 消火器等の消防用設備等の適切な設置に関すること。
- (エ) 不特定多数の者の利用に供する場合における利用者数の管理及び避難経路の確保に関すること。
- (オ) 給油取扱所関係者が不在となる場合における火災予防上及び危険物の保安上の措置に関すること。